

広報 まつもと

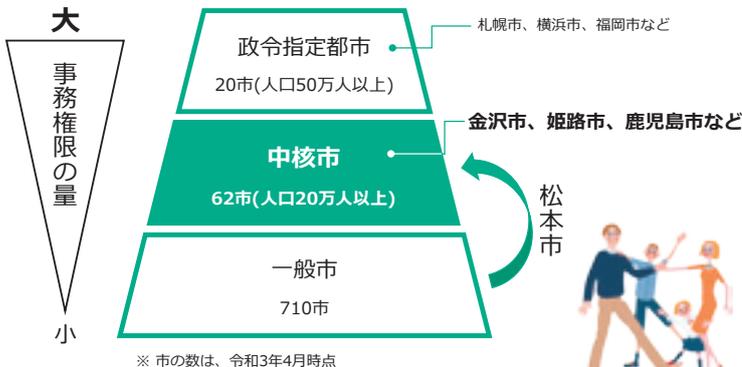
4

2021 No.1383

新たな一歩

新しい生活、新しい出会い…。たくさんの「新しい」にあふれる4月、松本市も「中核市移行」「組織の改編」「基本構想2030の策定」など、新たな一歩を踏み出します。

松本市は
一つ上のステージへ！



中核市移行で 新たなステージへ

松本市は、令和3年4月1日に中核市に移行します。超少子高齢型の人口減少社会の中で、市民のニーズに迅速かつ的確に対応し、さらに魅力あるまちづくりを進めるため、中核市への移行を一つのきっかけとし、新たなステージへ大きな一歩を踏み出します。

中核市に移行すること

中核市は、地方自治法に基づく大都市制度の一つで、都市の規模や能力に応じて事務の権限を配分するものです。

松本市が中核市に移行すると、これまで長野県が行っていた約2500の事務を新たに担い、保健所の業務をはじめ、より市民の皆さんの身近なところで行政サービスを提供していきます。

また、規模の大きな都市（金沢市、姫路市、鹿児島市など）の仲



— も く じ —

中核市移行で新たなステージへ	2
市役所の組織改編	4
基本構想、スーパーシティ構想	6
新型コロナウイルスワクチン接種	8
市議会 2月定例会、多事争論会	9
当初予算の概要	10
広報紙のあり方を考える	12
青少年補導委員、固定資産税	15
予防接種	16
参議院議員補欠選挙	18
国民健康保険制度	20
バスの乗り方	21
コラムのページ	22
情報チャンネル	23
5月の相談日	33
施設無料開放、大型連休開館情報	34

※「今月の一枚」「まつもとの味」は紙面の都合でお休みします

間入りをすることで、都市の格や知名度が上がるとともに、大規模災害時の相互応援協力の協定を新たに締結するため、災害時の態勢が充実・強化されます。

地域ニーズをより反映した 健康づくりの推進

医師をはじめ医療専門職が新たに加わることにより、各種検診、国民健康保険の医療費や介護保険給付費などのデータ分析を総合的にを行い、分析より明らかにするニーズや課題を踏まえた、※フレイルや疾病の予防を推進します。加えて、医療や介護事業者と連

携を強めることで、健康寿命の延伸をさらに進めます。
※加齢によって心と体の機能が低下し、介護になる手前の状態

新型コロナウイルス感染症等 危機管理体制の強化

保健所を設置することで、市が検査や感染者の疫学調査を的確に実施し、感染への早期対応や感染防止に一層努めるとともに、ワクチン接種による感染対策を進めていきます。

また、近年、自然災害の増加が懸念される中、市民の命を守る災害医療の体制強化を図ります。

松本市保健所

中核市への移行に合わせて、長野県松本合同庁舎1階（島立1020）に「松本市保健所」を設置します。保健所では、市民生活における保健衛生環境の維持・向上に取り組み、安全な医療の提供や、感染症の未然予防と対策、食の安全確保などを通じて、市民の皆さん一人ひとりの命と健康を守る取り組みを進めます。



松本市保健所の窓口と主な業務

新設する「保健総務課」「保健予防課」「食品・生活衛生課」の3課は、長野県松本合同庁舎1階で、既存の「健康づくり課」は、引き続き市役所東庁舎2階で業務を行います。

【長野県松本合同庁舎1階】（島立1020）

保健総務課（☎40-0700 ㊟40-0811）

- 医療従事者等の免許申請の受け付け
- 診療所等の開設許可、届出の受理 など

保健予防課（☎40-0701 ㊟40-0811）

- 精神保健、指定難病の相談、支援
- 感染症の予防、対策 など

食品・生活衛生課 （☎40-0704 ㊟40-0811）

- 薬局の開設許可、届出の受理
- 飲食店等の営業許可、監視指導
- 動物愛護 など

【松本市役所東庁舎2階】

健康づくり課（☎34-3217 ㊟39-2523）

- 予防接種、母子保健、各種健診
- 不妊治療・不育治療の助成 など

ご確認ください

【すでに長野県保健所から許可を受けている方】

令和3年3月31日までに長野県知事や長野県松本保健所長の許可などを受けている場合は、**改めて許可などを受ける必要はありません**。松本市長や松本市保健所長の許可などを得たものとみなします。ただし、4月1日以降に更新や変更などがある場合は、松本市保健所で手続きが必要です。

【各手数料の支払方法】

松本市保健所での一部の手数料について、これまで長野県収入証紙での納付だったものが、現金になるなど、変更があります。事前に各担当課へご確認ください。

【小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方】

長野県発行の受給者証は、令和3年3月31日で有効期間が終了します。4月1日以降の新しい受給者証は、3月24日に松本市こども福祉課から送付しました。4月1日以降に受給資格の申請を行う場合は、医師と相談の上、松本市こども福祉課（東庁舎1階 ☎33-9855 ㊟36-9119）で手続きしてください。

松本市新型コロナウイルス感染症受診相談センター

☎47-5670 開設日時：令和3年4月1日午前0時～

発熱等の症状がある場合は、まず電話で「かかりつけ医」など身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医を持たない方や、土日・祝日・夜間など、相談先にお困りの場合は、本センターに電話でご相談ください。 ※令和3年3月31日までは、長野県の受診相談センター（☎40-1939）へ

松本市の組織が変わります

●問い合わせ 行政管理課（本庁舎3階） ☎33-4770 📠33-1877

中核市としての市政がスタートしました。これからの時代にふさわしい施策、先進的な施策に取り組み、市民の皆さんの目線に立った行政サービスを提供するため、4月から市の組織を改編します。

デジタル化を基盤として、一人ひとりの豊かさや地域の活力を追求するとともに、先人から引き継いだ豊かな自然や文化など、本市の持つ大きなポテンシャル（潜在能力・可能性）を發揮することができると期待をします。

新設

総合戦略局

市政の重要施策や部局横断で取り組むべき課題に機動的に対応し、総合調整を行うため「総合戦略局」を新設します。総合戦略局には、市民生活や市役所のデジタル化を推進する「DX（デジタルトランスフォーメーション）推進本部」、松本城三の丸エリアの全体構想を立案する「お城まちなみ創造本部」、北アルプスエリア一帯の観光振興を担う「アルプスリゾート整備本部」を新設します。

なお、新たに設置する「局」は、複数の部門にまたがる重要施策や課題に横ぐしを刺す役割を持つ組織です。

総合戦略室

秘書広報室

DX推進本部

お城まちなみ創造本部

アルプスリゾート整備本部

新設

住民自治局

身近な場所での行政サービスの向上と地域課題の解決に向けて、また、多様な文化の共生、ジェンダー平等などを促進するとともに、市民との協働を充実させるため、「住民自治局」を新設します。

35地区の「地域づくりセンター」が中心となって、各地区が自律的かつ積極的に地域運営を推進する体制を整備します。

35地区地域づくりセンター

地域づくり課

市民相談課

市民課

人権共生課

移住推進課

改編

健康福祉部

中核市への移行に伴い、健康福祉部に松本市保健所を設置し、感染症、精神保健、食品衛生などに関する事務を県に代わって松本市保健所が実施します。また、健康づくり課を松本市保健所の組織として位置づけ、本市が取り組んできた健康づくり施策を保健所業務と一体的に推進します。

健康福祉部

福祉政策課、障害福祉課、生活保護課、高齢福祉課、西部福祉課、保険課

松本市保健所

保健総務課、健康づくり課、保健予防課、食品・生活衛生課（食肉衛生検査所）

新設

産業振興部

本市の基幹産業である農業、商業、工業の連携を図り、さらなる振興につなげるため、農林部の農政・耕地部門、商工観光部の商工・労政部門を統合し、「産業振興部」を新設します。

商工課

農政課

耕地課

労政課

新設

交通部

建設部の渋滞対策・交通部門、政策部の空港・鉄道部門、自転車活用推進部門(新設)などを整理・統合して、本市の重要課題の交通対策に特化した「交通部」を新設します。

交通ネットワーク課

公共交通課

自転車推進課

新設

文化観光部

本市の強みである特色ある文化や芸術をまちの活性化や観光振興につなげ、その経済効果が文化振興に再投資される仕組みを整えるため、文化スポーツ部と商工観光部の観光部門を統合し、教育部から松本城の管理部門、美術館を移管した「文化観光部」を新設します。

文化振興課

国際音楽祭推進課

松本城管理課

美術館

観光プロモーション課

スポーツ推進課

市役所庁舎案内

※赤字は、事務室の場所が
変わる部署、または新設
(改編)する部署

本庁舎

本庁舎北別棟		5階	
2階	高齢福祉課	納税課 商工課 農政課 耕地課 都市計画課 農業委員会事務局	
1階	高齢福祉課 (介護予防担当)	4階	
本庁舎別棟		建設総務課 建設課 維持課 建築指導課 公共用地課	
3階	大会議室	3階	
車庫棟		行政管理課 職員課 財政課	
2階	契約管財課 (車両担当)	渡り廊下	
2階	契約管財課	市長室 副市長室 総合戦略室 秘書広報室 市民税課 資産税課	
1階	職員労働 組合	渡り廊下	
1階	危機管理課 消防防災課	1階	
		市民相談課 移住推進課 会計課	
		地下1階	
		売店 食堂	

東庁舎

4階		工事検査課 環境・地域エネルギー課 環境保全課 交通ネットワーク課 公共交通課 自転車推進課 選挙管理委員会事務局 監査事務局	
3階		議場 正副議長室 議員控室 議会事務局	
2階		DX推進本部 福祉政策課 保険課 健康づくり課 保育課	
1階		市民課 障害福祉課 生活保護課 こども福祉課	
2階		公共施設 マネジメント課 住宅課	
1階		こども 育成課	

大手事務所

大手3丁目8番13号

3階	地域づくり課	6階	公園緑地課 文化財課
2階	市民活動サポート センター	5階	観光プロモーション課 文化振興課 国際音楽祭推進課
1階	観光情報センター 観光コンベンション協会	4階	教育委員会 教育長室 教育政策課 学校教育課

大手門駐車場事務所

大手2丁目3番10号
松本城大手門駐車場南棟1階
お城まちなみ創造本部

安曇支所

安曇1061番地1 安曇支所2階
アルプスリゾート整備本部

梓川支所

梓川梓2288番地3 梓川支所1階
森林環境課

松本市保健所

大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎1階
保健総務課 保健予防課 食品・生活衛生課

改編

環境エネルギー部

再生可能エネルギーの創出に取り組むため、環境部を「環境エネルギー部」に改めます。農林部から森林整備と木材利活用を担当する林務部門を移管し、「森林環境課」を新設します(梓川支所内に設置)。

環境・地域エネルギー課

環境保全課

森林環境課

環境業務課

廃棄物対策課

基本構想2030を策定しました 豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

●問い合わせ 総合戦略室（本庁舎2階 ☎34-3274 ㊟35-2030）

基本構想2030は、松本市民が目指す基本理念と、その実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、今後10年のまちづくりの方針です。

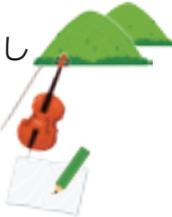


◀基本構想の
詳細はこちら

【基本理念】

三ガク都に象徴される松本らしさを
「シンカ」（進化・深化）させる

岳 都 … 自然豊かな環境に感謝し
楽 都 … 文化・芸術を楽しむ
学 都 … 共に生涯学び続ける



【行動目標】

行政の行動



市民の行動



【第11次基本計画】

基本構想の実現に向けた、まちづくりの具体的な取り組みを示す「基本計画」の取りまとめを、現在進めています。

たとえば・・・

- 【社会基盤】 自転車利用環境の整備
- 【健康福祉】 保健事業と介護予防の一体的実施
- 【子育て】 幼児教育の充実
- 【環境】 再生可能エネルギーの導入・普及
- 【産業】 キャッシュレス化の推進、創業支援 など

※別途詳細を示し、ご意見を伺う予定です。

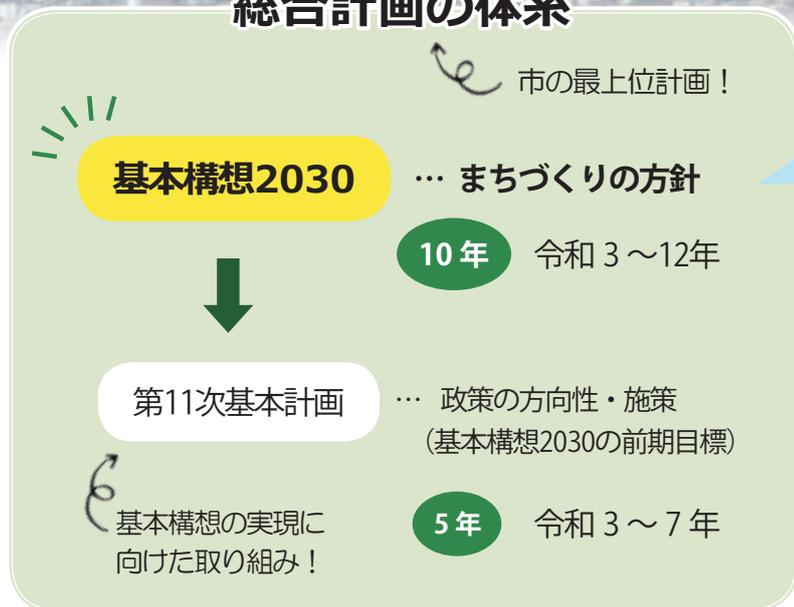


松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会の実現。そして、

**一人ひとりが
豊かさと幸せを
実感できるまち**

を目指します。

総合計画の体系



基本構想2030 市民会議

各分野の専門的知見を有する市民21人で構成する市民会議での検討や、市民フォーラムの開催などを通じ、市民主体の計画策定に取り組んできました。



市民会議の様子

市長が
説明します！

スーパーシティ構想の応募直前 オンライン 説明会開催

松本市は、現在、市民の皆さんのご意見をお伺いしながら、国への応募に向け、連携事業者とともに提案内容を詰めています。

4月16日(金)の応募期限を前に、臥雲市長が、スーパーシティへの思いを語り、松本市のスーパーシティ構想について直接市民の皆さんへ説明します。



ポイントは
「医療・介護」
「再生可能
エネルギー」

4月8日(木) 午後7時から

◆開催方法

ユーチューブ松本市公式チャンネルによる生配信
テレビ松本ケーブルビジョンによる生中継
(地上波12ch、松本市行政チャンネルJ705)



◀詳細はこちら

さらに!!!

副市長が質問
に答えます！

4月11日(日) 午後1時～3時

◆場所 **イオン南松本店2階 (マイナンバーカード臨時交付窓口)**

※上記時間中にお越しいただいた方に、その場で宮之本副市長が答えます。

スーパーシティ構想に関するご意見は随時受け付けています。

国に提出する事業案に、より多くの皆さんの意見を反映するため、ぜひ、ご意見をお寄せください。



DX推進本部 (☎48-7000 ☎48-7001 ✉ supercity@city.matsumoto.lg.jp)

新型コロナウイルス

ワクチンの接種について

●問い合わせ 健康づくり課(東庁舎2階) ☎34-3217 ☎39-2523

新型コロナウイルスのワクチン接種が順次始まっていますが、国からのワクチン供給に流動的な部分があり、松本市の接種体制も、断続的に見直しを進めています。

松本市では、4月下旬以降に対象者へ段階的に通知を発送する予定です。(3月18日時点)

松本市接種順位

- ① 65歳以上の高齢者
5月上旬以降、段階的に開始
- ② 16～64歳の基礎疾患のある方
8月以降
- ③ 上記以外の方
②の方がおおむね終了後、順次

松本市接種会場

接種会場に、「巡回接種」が加わりました。高齢者施設に入所されている方や職員の皆さんに対して、接種を行います。

集団接種



※土・日・祝日のみ

- 松本市役所
- 北部、南部、西部各保健センター

※変更になる場合があります。

病院



- 10カ所程度の病院
- 4カ所の診療所(安曇・奈川・四賀)

巡回接種



- 110カ所程度の高齢者施設

お問い合わせの多い内容

●接種対象の65歳以上とは、いつの時点ですか？

令和4年3月31日時点で65歳以上の方です。(昭和32年4月1日生まれの方も含む)

●松本市以外の自治体で接種することはできますか？

原則、住民票所在地の市町村で接種を受けてください。

ただし、次の場合は、住民票所在地以外で接種できます。

- ① 出産のため里帰りしている妊産婦
- ② 遠隔地で下宿している学生
- ③ 単身赴任者
- ④ 基礎疾患があり市外の医療機関に通院中の方
- ⑤ 市外の医療機関や施設に長期入院・入所している方など

①～③の方は事前に申請が必要です。詳細は接種予定の自治体にお問い合わせください。

●ワクチンの接種を受けるのに注意が必要なのはどのような人ですか？

次に該当する方は、事前にかかりつけ医に相談してください。

- ① 心血管系、腎臓、血液などの基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれんの既往のある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方
- ④ 近親者に先天性免疫不全の方がいる方
- ⑤ 接種液の成分にアレルギーを起こすおそれのある方

接種への疑問、不安がある場合は

◆厚生労働省 新型コロナワクチン相談窓口



☎0120-76-1770

毎日午前9時～午後9時

副反応等の専門的な相談は

◆長野県 ワクチン接種相談センター



☎026-235-7380

毎日午前8時30分～午後9時

- 例) ・これまでに認められている副反応は？
・接種後、発熱等の症状が出たら？

松本市の接種についてのお問い合わせは

◆松本市

新型コロナワクチンコールセンター



☎0263-78-1700

毎日午前9時～午後5時

予約は

- 接種券がお手元に届いて、ワクチンが入荷してから、この電話番号でお受けします。
- インターネット予約の導入も検討しています。

市議会2月定例会から

基本構想

松本市基本構想を全部改正しました。

条例等

中核市移行に伴い整備が必要な条例7件のほか、基金設置条例2件を新たに制定(9件)しました。

また、屋外広告物条例等の全部改正3件のほか、高齢者や障害者福祉施設等の運営等に係る基準等の一部改正(39件)を行うとともに、事業終了に伴う基金条例の廃止(1件)を行いました。

その他、議員提案による条例・規則4件が制定・改正されました。

予算

【令和2年度補正予算】

緊急を要する政策的経費、事務事業の精算に伴う経費を中心に編成し、特別会計、企業会計を含めた全会計での補正額は、1682万円の減額補正後の予算規模は、2044億7611万円となりました。

た。

【令和3年度当初予算】

10・11ページをご覧ください。

契約

中核市に義務付けられる包括外部監査契約のほか、里山辺公民館の新築主体工事、美術館の大規模改修主体工事、電気設備工事および機械設備工事の請負契約の締結(5件)を行いました。

財産

安曇大野川診療所等用地、安曇鉦泉地、市有林を大野川区へ無償譲渡しました。

道路

2路線を市道として認定しました。

その他

市営住宅明渡請求等の訴えの提起、所有権移転登記手続請求事件に係る和解、松塩地区広域施設組合規約、松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更を行いました。

専決処分報告

1月15日および1月26日付で専決処分した、令和2年度松本市一般会計補正予算について報告しました。

意見書

次の意見書が関係行政庁に提出されました。

- ・中小企業の支援と労働者の賃金改善を求める意見書

決議

令和3年度松本市一般会計予算に対する附帯決議が可決されました。

人事

教育長として、伊佐治裕子氏(南松本)、教育委員会委員として小柳廣幸氏(島内)を任命することに同意されました。また、人権擁護委員候補者として山本智子氏(並柳)を推薦することに同意されました。

▼市長の提案説明は、こちらからご覧いただけます。



芳川地区対象 多事争論会 テーマ「分散型市役所と地域拠点」

地元の皆さんの参加をお待ちしています!

●問い合わせ 市民相談課(本庁舎1階 ☎32-0001 ☎36-6839)

開催日時

4月26日(月) 午後7時~9時

場所

芳川公民館

定員

◆会場参加 50人 ◆オンライン参加 先着50人

内容

「分散型市役所と地域拠点」について市長が説明し、その後、自由討論を行います。

申し込み

【会場参加の方】4月1日(木)~19日(月)に電話(平日午前9時~午後5時)、ファクス、インターネット(右の二次元コード)のいずれかで、①住所 ②氏名 ③昼間連絡のつく電話番号をお知らせください。

※会場参加は、芳川地区の方を優先させていただきますので、ご了承ください。

【オンライン参加の方】4月26日(月)午後5時まで、インターネットから

その他

会場内を撮影した動画をオンラインでライブ配信および録画配信を行います。発言する方は、会場スクリーンや配信画面に顔が映りますので、ご了承の上、お申し込みください。



【会場参加】



【オンライン参加】



令和3年度

いま、時代は大転換期 環境・DXで変革の先駆けに

当初予算の概要をお知らせします

●問い合わせ 財政課（本庁舎3階 ☎34-3273 📠33-1877）

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞や景気の悪化などにより、令和3年度は税収の減少など、厳しい財政状況になることが予想されます。一方で、こうした現状は、潜在的な社会の課題を浮き彫りにする機会となりました。これを変革の契機と前向きに捉え、数十年先を見据えた事業に積極的に取り組み、市民生活をさらに暮らしやすく、魅力あるものにするための予算編成としました。

松本市の収入・支出は、「一般会計」「特別会計」「企業会計」の3つに分けられます。

一般会計 1,011億6,000万円

子育て・教育、産業・経済、まちづくりなど、市の基本的な事業を行う会計

特別会計 521億1,327万円

国民健康保険や介護保険など、法律で設置が義務付けられている一般会計と区分した会計

企業会計 271億3,027万円

水道事業など、独立採算で料金収入によって運営している事業の会計

→この3つを合わせた全会計の合計予算額は、1,804億354万円で、前年度に比べ97億9,387万円増加しました。

※令和2年度は骨格予算のため、令和3年度当初予算との比較は、令和2年度6月補正後の額との比較です。（新型コロナ対策に特化した4月補正・5月補正・6月補正（追加提出分）の額は含みません）

●令和3年度に増えた理由は？

①中核市移行

約12億3,000万円の増

- ・保健所、食肉衛生検査所の設置
- ・県からの移譲事務

②新型コロナ対策

約51億8,000万円の増

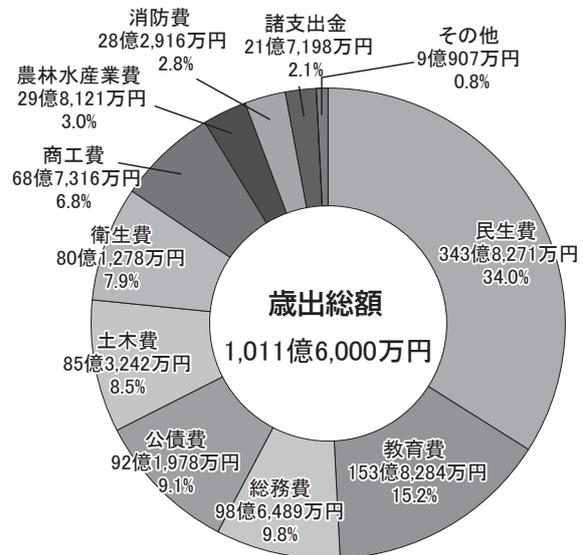
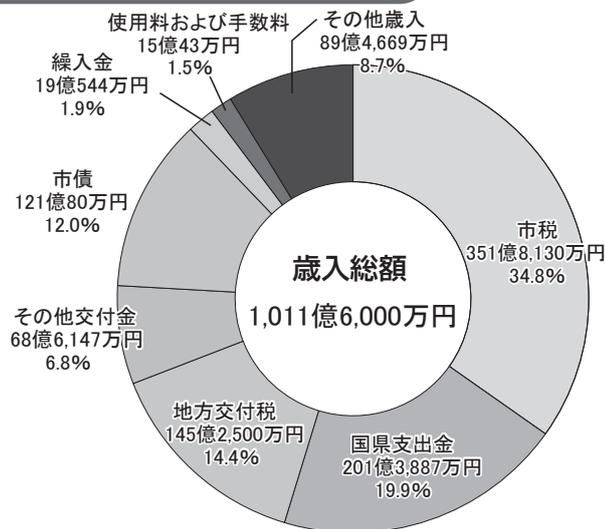
- ・ワクチン接種
- ・中小企業金融対策

③大型建設事業

約54億4,000万円

- ・博物館の建設
- ・美術館の改修工事

一般会計の歳入・歳出内訳



- 市税 個人市民税と法人市民税の減により、全体で14億7,055万円の減
- 地方交付税 中核市移行や税収の減により、14億8,086万円の増
- 市債 基幹博物館整備事業、美術館大規模改修事業、臨時財政対策債により、52億2,120万円の増
- 繰入金 スポーツ施設整備基金繰入金の減などにより、13億1,208万円の減

- 総務費 野球場改修工事、まつもと市民芸術館大規模改修工事の完了などにより、21億3,122万円の減
- 衛生費 新型コロナワクチン接種事業、エコトピア山田再整備事業などにより、24億3,756万円の増
- 商工費 中小企業金融対策預託金などにより、41億4,325万円の増
- 教育費 基幹博物館整備事業、美術館大規模改修事業などにより、51億2,305万円の増

重点事業

令和3年度当初予算で計上した事業のうち、具体的な事業をいくつか紹介します。

まちのにぎわいを創出

●光と氷の城下町フェスティバル 7,199万円 拡充

冬の観光誘客を促進するため、冬季のイベントなどを連動させた総合的なプロモーションを行うとともに、新たに松本城へのイルミネーションを実施します。



●まちなかアートプロジェクト 7,200万円 新規

松本が蓄積してきた工芸・クラフト文化や地域が誇るアーティストの作品に接する機会を提供します。

地域づくりセンターの体制強化 新規

1,035万円

強化モデル4地区において、交付金の柔軟な活用やNPO・若者などの新たな人材の掘り起こしを目的に、地域づくりセンターの裁量を拡大した新たな交付金制度を試行します。



子どもの生活環境整備や居場所づくり推進

●学校のトイレを洋式化 1,945万円 新規

児童・生徒の生活環境を改善するため、トイレの洋式化・乾式化などの整備を行います。

●子どもの居場所づくりの推進 483万円 拡充

食事提供、学習支援等を実施している団体に交付金を交付します。



路線バス事業の公設民営化へ向けて 新規

3,358万円

将来にわたり公共交通を維持確保するため、路線バス事業の公設民営化に向けて取り組みます。



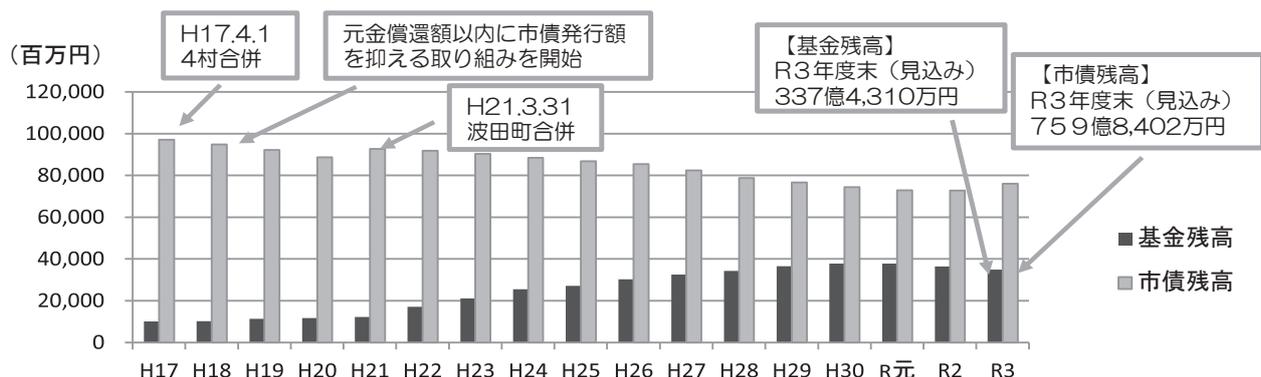
市債残高・基金残高

【全会計における市債残高】 市債残高見込みは、全会計合計で1,121億4,331万円です。

会計	令和3年度末 市債残高見込額	令和2年度末 市債残高見込額	前年度比較	令和3年度末市民1人あたり 市債残高見込額	1人あたり前年度比
一般	759億8,402万円	727億7,921万円	32億 481万円	31万9,301円	13,467円
特別	14億3,922万円	15億4,510万円	△1億 588万円	6,048円	△445円
企業	347億2,007万円	365億 684万円	△17億8,677万円	14万5,901円	△7,508円
合計	1,121億4,331万円	1,108億3,115万円	13億1,216万円	47万1,250円	5,514円

(令和3年1月1日現在松本市の人口 23万7,970人)

【一般会計市債残高・基金残高の推移】





広報紙のあり方を考える

●問い合わせ 秘書広報室

(本庁舎2階) ☎34-3271 ☎35-2030

広報紙「広報まつもと」は、昭和31年4月の創刊以来、65年にわたり、市民の皆さんに市政情報をお届けしてきました。

しかし、この間、インターネットの普及や技術の急速な進展により、環境が整えば、簡単に欲しい情報がすぐ入手に入る時代になり、これからは「時間や場所を問わず、一人ひとりに合った情報を提供できること」が求められます。

この特集では、広報紙の配布方法や、発行経費、紙の消費、利便性など直面しているさまざまな課題についてお伝えし、広報のあり方を一緒に考えていきたいと思います。



◀昭和31年4月15日発行の「広報まつもと」創刊号。当時は、タブロイド判両面刷り1枚でした。

広報「紙」の課題

令和2年度の「広報まつもと」は月平均32ページ、発行部数は毎月9万650部、印刷にかかる費用は、年間約6千万円、紙の使用量は年間約70トンでした。

配布は、町会加入世帯には、町会役員の皆さんにご協力いただいておりますが、役員の高齢化などにより、配布作業が負担となっている町会もあります。また、町会未加入世帯への配布の要望も寄せられています。

内容は、情報が盛りだくさんの反面、欲しい情報を見つけにくいことや、印刷から各町会に届くまでに1週間程度かかるため、最新の情報を掲載できないなど課題もあります。



「デジタル」広報の課題

紙の情報をじっくり読みたい人がある一方、いつでも、どこでもスマートフォンなどでデジタルの情報を手軽に得たいという人もいます。

現在、デジタル版の広報紙は、ホームページやアプリ「マチイロ」で

見ることができませんが、PDF形式のデータであるため、スマートフォンなどの小さい画面では拡大しても見づらい表示です。

また、数多くの情報の中から、個別に関心のある情報や自分に合った情報を簡単に見ることができ、環境が整っています。

こうした課題を解決するため、令和3年度は、広報紙に掲載する情報を整理してページ数を削減し、情報を見つけやすく、読みやすくします。

また、スマートフォンなどいつでもどこでも簡単に情報を見ることができるよう、便利に使える機能を導入します。



読みやすく便利に

デジタルで もっと読みやすく

～新しいアプリの導入～

文字の拡大や音声読み上げ、自動翻訳など、それぞれに合った読み方ができるよう、令和3年5月号から、専用のアプリ（デジタルブックツール）を導入予定です。スマートフォンやタブレットでご覧いただけます。

読みたい部分を
拡大できます！



春の足音が聞こえ出す3月。新型コロナウイルス感染症の年末年始以降の拡大は落

小さくて読みにくい文章を指で押すと、画面上で拡大して表示されます。

※イメージ図

関心のある情報を手軽に入手

松本市では、SNSやアプリを使った情報発信を行っていますが、今後はさらに機能を充実させ、より一人ひとりに合った情報を取得しやすくする予定です。

◆事前に登録した関心のある分野が通知されます。



育児・子育て分野の情報

◆年代や地域など個別に合った情報をお知らせします。



60代の〇〇地区にお住いの方へ

※アプリの使い方等の詳細は、導入後に改めて広報紙等で紹介します。

市民の皆さん・町会役員の
皆さんが感じている課題



【市民の声】

- 字が小さく読みにくい
- 情報量が多く、大切な情報を見逃してしまいそう
- 町会役員の負担、紙の無駄
- お知らせは回覧で良いのではないか
- 届くのが遅く、参加したい催しの申し込み間に合わない
- 町会に入っていないが届けてほしい

など

【町会役員の声】

- 高齢者は、紙で読みたい
- 配布は高齢世帯や一人暮らしの世帯の見守りを兼ねて行っている
- 「広報まつもと」と同梱される配布物が多く、あわせて減らさないと負担軽減にならない
- 「デジタル」で見る人には配布不要ではないか
- 紙でほしい人は取りに行けばいい
- インターネットへの移行を進めて、紙の希望者へは配布する

など

※「広報まつもとクイズ&アンケート」、町会役員向けの「地区・町会の負担軽減に関するアンケート」などから

これからの松本市の広報は、一律、一斉の情報発信ではなく、個別に欲しい情報や、必要な情報が手に入れられる仕組みをつくっていききたいと考えています。

情報入手の方法は、紙で読みたい人、デジタルで見たい人など人それぞれです。

他の自治体でも、郵便局など身近な場所に置いて広報紙を入手しやすい

くしたり（甲府市）、タブレットやスマートフォンとの貸与を行ったり、実証実験を予定（天龍村・渋谷区）しているところがあります。

松本市では、デジタルで簡単に情報を得られる環境を整えた上で、例えば、

◆紙の広報紙を希望する人のために、お住まいの近くに「広報紙スタンド」などを設置し、いつでも広報紙を取りに行けるようにする。

◆インターネットの取り扱いに詳しくない方のために、地区の支援員などのサポート体制を整える。

など、具体的な方法をこれから模索していく予定です。

他にもさまざまな方法が考えられますが、大切なのは、誰もが必要な情報を得られる体制をつくること。そのために市民の皆さんのご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

皆様のご意見をお寄せください

より良い広報を行うために、広報紙に関する貴重な意見をお寄せください。

【項目】

- ①年代 ②町会加入の有無 ③広報紙のデジタル配信について ④広報紙の配布について ⑤広報紙の内容について

モバイル端末（ながの電子申請サービス）

こちらの二次元コードから▶



メール kouhou@city.matsumoto.lg.jp

FAX 0263-35-2030



青少年の成長を見守る

青少年補導委員

●問い合わせ 子育て育成課

(東庁舎別棟1階) ☎34-3291 ☎34-3309

皆さんは「青少年補導委員」をご存じですか。青少年の健全育成を目的に、街頭補導活動での声かけを中心に、地域で子どもたちに寄り添う活動を行っています。

■補導委員とは

地区町会・育成団体・学校から推薦された179人で構成されています。

松本市は、県内で一番多くの補導活動の実績があるほか、研修等で常に子どもたちの現状把握に努めています。

■現在の活動

令和2年度は、巡回を309回行い、声かけをした青少年は63人でした。(6月～12月)

補導活動に対し、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■主な活動は3つ

- ①腕章をつけ、市内を巡回。青少年に「愛の一声」をかけ、非行防止に努めます。
- ②ゲームセンターなどに子どもたちに有害な環境がないか、調査を行います。
- ③地域住民に補導活動への理解と協力を呼びかけます。

補導記録から

緑町を抜け縄手通りへ。高校生3人が自転車で通過時に腕章を見たのか「ご苦労様です」と挨拶をしてくれました。

中町通りでは、ちょうど下校の自転車の列が通過していくので「一列で通行してください」と何組かに声をかけると、すぐに直してくれ、素直でとてもよかったです。

令和3年度

固定資産税・都市計画税の確認を

●問い合わせ 資産税課(本庁舎2階) ☎33-4398 ☎39-0725

今年は3年に一度の評価替えの年です。内容は、課税台帳を閲覧、または縦覧制度をご利用ください。また、5月上旬までに納税通知書を送付しますので、同封の課税明細書をご確認ください。

価格等に不服があるとき

「価格」は「固定資産評価審査委員会」に対して、「価格以外」は「市長」に対して、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内に、審査の申し出などを行うことができます。

課税台帳の閲覧と縦覧制度

【課税台帳の閲覧】

納税義務者の方は、自分の固定資産について、固定資産課税台帳に記載された事項(評価額や課税標準額等)を閲覧できます。賃借料等の対価を支払っている借地・借家人などの方も、関係する固定資産について閲覧できます。

【縦覧制度】

納税者の方は、市内全ての土地や家屋の評価額を縦覧できます。

		課税台帳の閲覧		縦覧制度
期間		4月1日(木)～5月31日(月) ※土・日・祝日は除く	6月1日(火)～ ※土・日・祝日は除く	4月1日(木)～5月31日(月) ※土・日・祝日は除く
手数料		無料	有料	無料
場所		資産税課(支所・出張所では、閲覧・縦覧はできません)		
持ち物	本人	マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きで本人確認できるもの		
	代理人	納税者義務者本人からの委任状(署名は本人の直筆)と本人確認できるもの	納税者本人からの委任状(署名は本人の直筆)と本人確認できるもの	
	相続人	戸籍謄本など相続関係を証する書類と本人確認できるもの		
	法人	法人の代表者印または代表者印が押された書面(委任状)、申請者の本人確認できるもの		
	借地・借家人	不動産賃貸契約書等、権利関係が分かるものと本人確認できるもの		



予防接種をお忘れなく

- 問い合わせ 健康づくり課（東庁舎2階 ☎34-3217 ☎39-2523）
- 南部保健センター（☎27-3455 ☎27-3464）
- 北部保健センター（☎38-7677 ☎38-7678）
- 中央保健センター（☎39-1119 ☎39-1109）
- 西部保健センター（☎92-8001 ☎92-8006）



予防接種情報の詳細は、市ホームページをご覧ください。



予防接種は、その病気にかからないことや、かかっても重くならないことを目的としています。医療機関に各自予約して、計画的に接種しましょう。

定期予防接種対象で、お手元に接種券がない方

転入または紛失、市の通知時期より早めに接種を希望される方には、窓口で接種券を発行します。母子健康手帳を持参し、健康づくり課または市内の保健センターにお越しください。

令和3年度松本市こどもの定期予防接種一覧

通知発送目安	ワクチン種類	無料で接種できる年齢
通知なし (希望者に発行)	ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防接種)	小学校6年生から高校1年生相当の女子 <ul style="list-style-type: none"> • 子宮頸がん予防接種の通知発送は、厚生労働省の積極的勧奨差し控え勧告に基づき見合わせています。 • 接種を希望する方には接種券を発行しますので、健康づくり課へご連絡ください。

通知発送目安	ワクチン種類
生後2カ月	B型肝炎
	ロタウイルス感染症
	ヒブ初回
	小児用肺炎球菌初回
	四種混合1期初回
	B C G
1歳	ヒブ追加
	小児用肺炎球菌追加
	四種混合1期追加
	麻疹風しん1期
	水痘

通知発送目安	ワクチン種類
3歳1カ月	日本脳炎1期初回
4歳	日本脳炎1期追加
平成27年度生 ※保育園等の年長	麻疹風しん2期
9歳1カ月	日本脳炎2期
11歳1カ月	二種混合2期
平成15年度生 ※高校3年生相当	日本脳炎2期(特例)

対象のお子さんに個人通知を送っています。各予防接種の通知発送時期の目安は、上の表を参考にしてください。

また、個人通知されない予防接種もありますので、ご注意ください。



こどもの「おたふくかぜ」と「B型肝炎」任意予防接種の補助

松本市独自の事業として、お子さんの「おたふくかぜ」と「B型肝炎」の任意予防接種費用の一部を補助しています。補助を希望される方は接種前に申請してください。

B型肝炎の補助は令和4年3月末で終了します。補助を希望される方はご注意ください。

予防接種名	おたふくかぜ	B型肝炎
補助対象者	1歳～2歳の誕生日前日まで	1歳～年長相当
補助金額	3,000円	2,500円/回
補助回数	1回	3回まで
申請方法	接種する前に、母子健康手帳を持参し、健康づくり課、または市内の保健センター窓口申請をしてください。説明後、補助券を交付します。	
費用	補助券と母子健康手帳を持参し、市内実施医療機関で予防接種後、市の補助額をひいた金額を医療機関窓口にお支払いください。(任意予防接種のため、医療機関により自己負担額は異なります。)	

こんな時は？

☎ 詳細は健康づくり課へお問い合わせください。

長期療養が必要な疾患等により、定期予防接種ができずに規定の年齢を超えてしまった方

接種可能になった日から2年間（高齢者肺炎球菌は1年間）に限り、定期予防接種として公費で接種が受けられます。（ロタウイルス感染症と高齢者インフルエンザは除く）

対象疾患などは法令に定められており、事前申請が必要です。

造血細胞移植後のワクチン再接種が必要な方

骨髄移植や小児がん等の治療により、造血細胞移植前に獲得していた定期予防接種による免疫が低下もしくは消失し、再接種が必要であると医師に判断された20歳未満の方に対して、再接種費用を助成します。事前申請が必要です。

大人の風しん追加的対策

●対象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

風しんの流行を防ぐため、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代を対象に、抗体検査と予防接種のクーポン券を発行しています。

クーポン券を利用すると無料で抗体検査を受けられ、結果が基準値より低い場合は、予防接種も無料で受けられます。

令和2年5月にお送りしたクーポン券を引き続き使用できます。詳細は健康づくり課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



高齢者の肺炎球菌予防接種

7月1日から開始する予定です。対象の方には6月末に個人通知を発送します。



参議院長野県選出議員補欠選挙

●選挙管理委員会事務局（東庁舎 4階 ☎34-3000（内線1221・1222）☎39-1160）

投票日 4月25日(日) 告示日 4月8日(木)



【市ホームページ】

投票できる方

松本市の選挙人名簿に登録され、投票日当日に選挙権を有する次の方が投票できます。

- 日本国民の方
- 18歳以上（平成15（2003）年4月26日以前に出生）の方
- 令和3年1月7日以前から引き続き松本市に住民登録のある方（令和3年1月7日までに転入届出をされた方）



【市内で転居された方】

市内で住所を移動し、3月25日(木)までに、転居届を市へ提出した方は、新住所の投票所で投票できます。それ以降に提出した方は、旧住所の投票所での投票になります。

【松本市に転入された方】

令和3年1月8日以降に転入の届出をされた方は、松本市では投票できません。ただし、長野県内の他市町村から転入された方は、前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

【松本市外へ転出された方】

市外へ転出された場合でも、転出後4カ月間は松本市の選挙人名簿に登録が据え置かれ、新住所地で名簿登録されるまでは松本市で投票できます。詳細はお問い合わせください。

選挙のお知らせ（投票所入場券）

選挙のお知らせを各有権者の世帯主宛てに郵送します。1枚のはがきに6人分までの入場券が印刷されています。投票の際には各自で切り離してお持ちください。

なお、入場券を持参しなくても、選挙人名簿に登録があれば投票することができます。投票の際に係員にお申し出ください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、投票日当日2日前までに新聞折り込みでお届けします。

新聞折り込みで届かない世帯は、市役所・支所・出張所・農協・郵便局・大学などの窓口にも置いてありますのでご利用ください。郵送を希望される場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

福祉サービスの利用

高齢者や障害者などの方で、投票所へ行くことが困難な場合は、福祉サービスを利用して、投票に行くことができる場合があります。詳細は、サービス支援担当者にお尋ねください。

投票日当日の投票所

市内には73の投票区（投票所）があります。投票所はお住まいの住所または町会により指定されますので、郵送された「投票所入場券」をご確認のうえ、投票所にお出かけください。

点字投票

目の不自由な方のための制度です。点字投票をご希望の方は、投票所で係員にお申し出ください。

代理投票（代理記載投票）

体の不自由な方などのための制度です。係員が補助者となり、投票する方の意思を代筆します。ご希望の方は、係員にお申し出ください。

期日前投票所

期日前投票のご利用を

投票日当日（4月25日）にご都合のつかない方は、期日前投票制度をご利用ください。

ご利用にあたっては、期日前投票所に備えてある「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。

滞在地での不在者投票

選挙期間中に松本市に来ることができない場合は、不在者投票の制度を利用して投票できます。

- ① 松本市選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求 ※ファクスや電子メールでの請求は不可
 - ② 松本市選挙管理委員会から投票用紙など必要書類が届く
 - ③ 滞在地の選挙管理委員会に送られた必要書類を持参し、不在者投票を行う
- 必要書類の請求に必要な「不在者投票宣誓書兼請求書」は市ホームページから印刷できます。
 - 必要書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかります。お早めに請求してください。

病院や老人ホームでの不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

期間	投票所	時間
4月9日(金)～24日(土)	松本市役所東庁舎4階	午前8時30分～午後8時
	なんぶくプラザ1階	
	長野県松本合同庁舎	
	松本バスターミナル7階	
4月22日(木)～24日(土)	松本市役所四賀支所	午前8時30分～午後7時
	松本市役所梓川支所	
	松本市役所波田支所	
	笹賀農村環境改善センター(笹賀公民館)	
4月22日(木)～24日(土)	松本市役所安曇支所	午前8時30分～午後6時
	奈川文化センター夢の森	

※松本バスターミナルは前回の「2階」から「7階」に変更

郵便等投票の制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、表①に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

また、郵便等投票の制度が利用できる方のうち、表②に該当する方は、代理記載ができます。

なお、郵便等投票の制度を利用する場合は、選挙管理委員会へ事前に申請し、「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、お早めにご連絡ください。

表①

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓機能	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表②

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

投票所の新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みます。

- 投票管理者、投票立会人、投票所事務従事職員はマスクを着用
- 投票所（期日前投票所を含む）にアルコール消毒液を設置
- 投票所の換気、記載台・鉛筆等の消毒を定期的実施

【感染症対策に関する有権者の皆さんへのお願い】

- マスク着用のご協力をお願いします。
- 投票所出入口での手指の消毒、来場前後の手洗い、うがいに協力ください。
- 周りの人との距離を保つようお願いします。
- 黒鉛筆またはシャープペンシルを持参することができます（ボールペン・サインペン等にはじむため不可）。
- 混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

医療保険の切り替え手続きを、お忘れなく



国民健康保険のご案内

●問い合わせ 保険課（東庁舎 2階 ☎34-3203 ㊟39-2523）

就職・就学に伴い、医療保険が切り替わる場合は、必要な手続きを行い、適切に医療機関を受診しましょう。
国保の加入・脱退は、自動的に行われないため、ご自身で手続きをお願いします。



【届け出場所】

市民課（東庁舎 1階）または支所・出張所

【手続き共通に必要なもの】

- ・本人確認ができるもの（免許証等）
- ・マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード等）

国保に加入する方

退職などで職場の健康保険をやめたとき、他の市町村から転入したときなど

【手続きに必要なもの】

- ・職場の健康保険をやめた証明書（離職票、資格喪失証明書など）

国保を脱退する方

就職などで新たに職場の医療保険に加入したときや、家族が加入している職場の医療保険の扶養親族になったときなど

【手続きに必要なもの】

- ・新たに加入した職場の医療保険の保険証
- ・今まで使っていた国保の保険証

学生の方

◆松本市の国保に加入し、大学・高校などに就学のため、他の市町村に転出するとき

【手続きに必要なもの】

- ・入学することが分かるもの（学生証、在学証明書、授業料の領収書など）
- ・国保の保険証

◆就学のための特例で国保を継続している方で卒業または退学等で学生でなくなったとき

【手続きに必要なもの】

- ・学生でなくなった日が分かるもの（就職の場合は新たに加入した職場の保険証）

～健診を受けて、体(血管)の変化に気づきましょう～

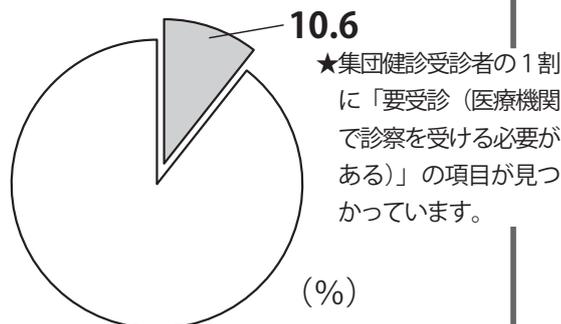
国保に加入したら国保の特定健診を

国保では、40～74歳までの被保険者を対象にした特定健診に加え、30歳代に対しても、「30歳代の国保健診」を実施しています。

健診を受けると、血液データ等の変化から、「体（血管）の変化」にいち早く気づくことができます。健診をきっかけに、生活習慣病の発症予防・重症化予防を始めましょう！

特定健診および30歳代の国保健診は7月に始まります。受診券は、6月下旬に郵送します。人間ドックの補助も実施しています。詳細は、健康づくり課（☎34-3217）へ。

R1 特定健診（集団）の結果から
要受診者の発生状況



ちょっとそこまで、バスで行こう～マスクをつけて安心安全～



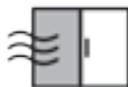
新生活に合わせて、バスに乗りませんか？

●問い合わせ 公共交通課 (東庁舎 4階 ☎34-3033 📠34-3202)

新生活のスタートに合わせ、通勤・通学には、安全・安心なバスをぜひご利用ください。これから利用する方へ、バスの乗り方をご案内します。

**バス車内は、
感染症対策も徹底！**

空調による車内の換気（5分程度で空気が入れ替わります）



消毒液の設置や、手すり・つり革等の消毒



路線バス（アルピコ交通）

【運行地区】

松本市内、山形村の一部

【運行日】

各路線により異なります



タウンズニーカー

【運行地区】松本駅周辺

【運行日】毎日



市営バス

【運行地区】四賀、奈川

【運行日】

- 四賀 月～土（祝日・お盆・年末年始除く）
- 奈川 毎日（年末年始除く）※土日・祝日は要予約



西部地域コミュニティバス

【運行地区】

- A線 島内、新村
- B線 南松本、新村
- C線 梓川、波田
- D線 村井、波田
- E線 平田、波田

【運行日】

月～土（祝日・年末年始除く）※一部土曜運休



地域バス

【運行地区】

入山辺、中山、本郷、波田など

【運行日】

月～金（祝日・年末年始除く）



乗り方

- ◆後ろから乗り、整理券を取ります。



降りる ↓

↑ 乗る

降り方・支払い

- ◆降りる停留所の放送があったら、近くのボタンを押します。
- ◆降車時に運賃箱に整理券と運賃を入れます。

【運賃表】

松本駅お城口		
1	2	3
200		
7	8	9

【運賃箱】



- 両替機で千円札と硬貨の両替ができます。

- 運賃は、運転席の上の運賃表に表示（小学生までは半額）

乗り方

※大人数で利用する場合は、事前に運行会社にご連絡ください。

- ◆行先方面の左側の停留所で待ちます（標識が道路の片側にしかない場合は、標識の向かい側でお待ちください）。
- ◆乗車時に、乗務員に希望の降車場所を伝えます。

支払い

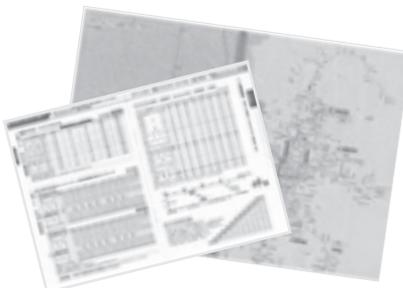
- ◆乗車したら、運賃箱に運賃を入れます。

降り方

- ◆西部コミュニティバスと地域バスは、停留所以外でも運行ルート上であれば降車ができます（安全確保のため、希望する最寄りの場所となる場合があります）。

もっと詳しく知りたい人は…

市役所や各地域づくりセンターの窓口などで配布している「時刻表」で、詳しい路線図や時刻をご確認いただけます。また、市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。



【市ホームページ】

賢い消費者になるために

キャンセルしたのに・・・

「インターネット通販で服を注文して、支払いは代金引き換えにした。サイトの不自然な日本語表記が気になり、規約に『注文後12時間以内はキャンセル可』とあるのでキャンセルした。キャンセル完了通知も届いたが、3週間後に『商品を発送しました』とメールが来た」との相談が多くあります。

業者にキャンセル完了通知を添付して「キャンセル済み」とメールを送り、その後、配達されても、送り主を記録してから受け取りを拒否しましょう。こういう場合に備えて、キャンセルの証拠は保存しておくことを忘れずに。

●問い合わせ 消費生活センター
(本庁舎1階 ☎36-8832)、
または消費者ホットライン^{いやり}188へ



まつもと市民 生きいき活動

No.56

このまちを きれいにしよう

松原地区では、中央・東・南・北の4つの公園や松原モール等の草刈りや落ち葉拾い、枝払いなどの清掃を行っている公園清掃ボランティアの皆さんが活動しています。10年ほど前、公園にゴミが散らかっている様子が気になったことをきっかけに始めたそうです。

草がグングン伸びる時期には声を掛け合って月2～3回、それ以外は、気になった時に気になった人が、それぞれ都合がつく範囲で活動しているそうです。

「地区をきれいにしたい、放っておけない」「外に出て、みんなと会って、気分転換にもなるし、いろいろな立場、仕事の人が集まっているから、それぞれの経験が活かされて面白いよ」と、代表の廣田絃治さんは話してくださいました。



●問い合わせ 教育政策課 (☎33-3980 ☒33-3934)

医療メモ #375

認知症の方との接し方

認知症の主な原因疾患は、全認知症の約半数を占めるアルツハイマー病で、その有病率は加齢と共に上昇していきます。高齢化が急激に進みつつあるこの頃では、身近に認知症の方がいらっしやるかもしれません。今回は認知症の方とどう接したら良いかお話ししたいと思います。

認知症の主な症状として、「もの忘れ」があります。健常な方でももの忘れはしますが、認知症の方は新しいことが覚えられず、今言ったこと、今したことをすぐに忘れてしまいます。

そのため、何回も同じことを話したり、ご飯を食べた後なのに「ご飯はまだ？」と聞いてきたり、自分で片付けたものを見つけれなかったりします。

そんな時に「何回も聞いた」「さつき食べたでしょ」「置き忘れたんでしょ」などと叱られると、自分の話を聞いてくれない、ご飯を食べさせたくない、自分のものが盗まれたと思ってしまうかもしれません。

れません。まず話をよく聞くこと、それから認知症の方が言ったことを否定しないで対応することが大切です。

例えば、「ご飯はこれから用意するからね」「果物でも食べてもう少し待っていてね」「財布がないの？それは大変、一緒に探しましょう」などというのはどうでしょう。

しっかりといた方が認知症を患えば、ご家族も落ち込んだり、不安になったりすると思います。いらいらして穏やかな対応ができないこともあるでしょう。

ご家族だけで抱え込まずに、医療機関や地域包括支援センターなどの専門機関に相談することも大切です。

●松本市医師会 (<http://www.mafsu-med.or.jp>)

